

2013年9月2日

SAAJ NEWS RELEASE

実務対応報告公開草案第39号

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引 に関する実務上の取扱い（案）」について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメン
ト投信株式会社 代表取締役社長）は、2013年7月2日（火）に企業会計基準委員会（以下
ASBJ）が公表した実務対応報告公開草案第39号「従業員等に信託を通じて自社の株式を
交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下『公開草案』）について意見書を作成し、
9月2日（月）にASBJへ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会または受給権を付与された従業員に、
信託を通じて自社の株式を交付する取引は、現状の会計処理にばらつきが見られると言
われてきた。これに対して、ASBJが当該取引の会計処理に関する実務上の取扱いを明
らかにした『公開草案』を支持する。特に、財務諸表を利用する立場から、第16項で取
引の概要など、第17項で1株当たり情報、第18項で株主資本変動計算書に関して、注
記による開示の取扱いを明確に定めたことを高く評価している。
- ✓ ただし、取引の概要をより明解に把握できる様に、『公開草案』の第16項(1)の「取引
の概要」で開示すべき項目を、具体的に例示することを提案する。現状では、信託の保
有する自社の株式に属する議決権の取扱いや行使の方針などに関する情報が、第16項
(1)の開示に含まれるかどうか明確でなく、議決権がどの様に行使されるのか利用者が
判断できない可能性を懸念するためである。
- ✓ また、従来適用していた方法を継続する場合には、第20項に各期における注記で開示す
ることが定められており、1株当たり情報などの比較が可能な様に配慮されているため、
新たな会計方針の適用を行わないことができる経過的な取扱いにも同意できる。
- ✓ ただし、新たな会計方針を採用した企業との比較を容易にするため、第20項(2)は「従
来採用していた方法により会計処理を行っている旨」だけでなく、従来採用していた具
体的な会計処理の内容の記載も追加することを提案する。

実務対応報告第39号

【添付資料】「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
に関する実務上の取扱い（案）」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞